

○魚沼市移住体験事業補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第83号

(趣旨)

第1条 市長は、本市へのU・Iターンを促進するため、移住又は二地域居住等を検討している者が行う移住体験に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、県外に現住所を有する者で、本市への移住の意思がある者又は移住を検討している者のうち、本市への移住促進に資する報告及び調査に協力することができ、また、市が委託した団体等が地域と一体で行う移住体験事業に参加する者とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表に掲げる交通費及び宿泊費とする。

2 補助金の交付は、同一年度において1回を限度とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、別表に掲げる額とする。

2 補助対象経費により算出した補助金の合計金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の着手前に、移住体験事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行い、申請者に対し、移住体験事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該申請の内容を変更し(第3項に規定する軽微な変更は除く。)、又は補助対象事業を中止しようとするときは、移住体験事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、移住体験事業補助金変更・中止承認書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(実施報告)

第8条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、移住体験事業補助金実績報告書兼請求書(様式第5号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、移住体験事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第124号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率等
交通費	1 公共交通機関(タクシーを含む。)の利用料 2 レンタカーの利用料(ガソリン代は除く。) 3 高速道路利用料	補助対象経費の2分の1以内とし、1人あたり10,000円を上限とする。
宿泊費	市内の宿泊施設に宿泊した費用(宿泊費に飲食料が含まれる場合は当該費用を除く。)を対象とする。	補助対象経費の2分の1以内とし、1人あたり15,000円を上限とする。

魚沼市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

移住体験事業補助金交付申請書

魚沼市移住体験事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市移住体験事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

補助申請額					
体験実施（予定）期間	年	月	日	から	年 月 日
宿泊施設名					
交通手段	※該当するものに全てチェック <input type="checkbox"/> 飛行機 <input type="checkbox"/> 新幹線 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他				
経路等					
同行者	氏 名	住 所	年 齢	性 別	続 柄
移住・二地域居住体験の希望理由					

年 月 日

名 称

代表者

様

魚沼市長



移住体験事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、移住体験事業補助金については、魚沼市移住体験事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり（交付すること・交付しないこと）に決定したので、通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付条件

- (1) 補助金対象事業は、年 月 日付けによる移住体験事業補助金交付申請書記載のとおりであること。
- (2) 補助金対象事業の内容を変更又は事業を中止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助金交付申請に係る関係帳簿及び書類について、補助金を交付した年の翌年から起算して5年間保存すること。

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

移住体験事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け で交付決定（変更等承認）を受けた移住体験事業補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、魚沼市移住体験事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更又は中止の理由

2 変更又は中止の内容

3 補助金の変更額

変更前 円

変更後 円

4 変更の年月日 令和 年 月 日

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

移住体験事業補助金変更・中止承認書

年 月 日付け 　　　　　で変更・中止承認申請のあった移住体験事業補助金については、魚沼市移住体験事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり（承認すること・承認しないこと）に決定したので通知します。

記

1 承認の内容

（1）変更に伴う事業の内容

（2）変更に伴う交付決定の額

変更前 円

変更後 円

2 交付条件

補助金対象事業の内容を変更又は事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

移住体験事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け で交付決定（変更等承認）を受けた移住体験事業補助金について、補助対象事業が完了したので、魚沼市移住体験事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象経費の額	円（税込み）				
体験実施期間	年	月	日	から	年 月 日 まで
宿泊施設名					
交通手段	※該当するものに全てチェック <input type="checkbox"/> 飛行機 <input type="checkbox"/> 新幹線 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他				
経路等					
同行者	氏 名	住 所	年 齢	性 別	続 柄

添付書類

- (1) 補助金対象経費の金額等が分かる書類の写し
- (2) 現在住所が確認できる書類

私は、補助金を次の金融機関に口座振込することを申出します。

金融機関名	銀行 信用組合 金庫 農協				本店 支店 支所
ふりがな 口座名義人	口座 番号	普通 当座			

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長



移住体験事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった移住体験事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定しましたので、魚沼市移住体験補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確 定 額 | 円 |